

## 第1章 霧ヶ峰自然環境保全協議会設立と協議の経過

霧ヶ峰自然環境保全協議会（通称「霧ヶ峰みらい協議会」）は、平成19年（2007年）11月16日に第1回会合を開催して以来、平成21年（2009年）2月に霧ヶ峰再生のための基本計画である『霧ヶ峰の今とみらい』（以下「本計画」という。）の合意を行うまで、7回の協議会（全体会議）に加え、3つの作業部会でそれぞれ6回の会合を開き、協議・検討を行ってきた。

本計画のとりまとめに至る、霧ヶ峰自然環境保全協議会の設立と協議の経過は次のとおりである。

### 1 霧ヶ峰自然環境保全協議会の設立

#### (1) 設立の趣旨

平成14年（2002年）2月のビーナスライン無料開放を契機に、「ビーナスラインの現状や課題を総括し、沿線全体の保護と利用のあり方を検討する」ことを趣旨として、「ビーナスライン沿線の保護と利用のあり方研究会」が発足し、12回にわたる研究会を経て、平成16年（2004年）3月に同研究会の提言（最終報告書）がとりまとめられた。この研究会の提言は、霧ヶ峰と美ヶ原についてなされたものである。

その中で、保全すべき霧ヶ峰の自然として「草原」、「湿原」、「樹叢」の3つを掲げるとともに、利用の基本概念として「歩く霧ヶ峰」が示された。また、調査研究、施設整備、利用調整、普及啓発及び維持管理に関し、様々な提言がなされたところである。

この提言においても、地域住民、土地所有者、NPO、自然保護団体、研究者、関係行政機関等で構成される協議会を組織する必要があるとされたところであるが、霧ヶ峰に関しては、その区域の大部分が入会地としての歴史を持ち、現在まで牧野農業協同組合及び財産区の所有地として経済活動と深く結びついて維持管理されてきた歴史的背景があること、また、観光資源としての高い価値を有していることなどから、保護と利用を一体で捉え、土地所有者、地域住民、事業者をはじめ幅広い関係者の叡智を集めて議論していく必要がある。

そこで、霧ヶ峰に関わる団体の代表者が一堂に会し、霧ヶ峰の保護と利用のあり方について総合的に協議・検討し、100年後に残すべき霧ヶ峰の姿を描き実現するため、霧ヶ峰自然環境保全協議会（通称「霧ヶ峰みらい協議会」、以下「協議会」という。）を設立した。

#### (2) 協議会の協議・検討の対象とする区域

霧ヶ峰の自然環境・草原景観等の保全及び観光等の利用に関し、一体的に協議・検討の対象とすることが効果的であると考えられる区域として、概ね次の範囲を対象とした。

八ヶ岳中信高原国定公園の特別地域（第一種、第二種、第三種及び特別保護地区）のうち、ピーナスライン沿線の概ね強清水、鷲ヶ峰、大笹峰、車山乗越、大門峠、富士見台、ガボッチョ山、踊場湿原を結んだ線の内側の区域（諏訪市、茅野市、下諏訪町の2市1町にまたがる区域）

(3) 設立準備会議の開催

協議会設立のための準備会議は、協議会参加予定団体の代表者が出席し、平成 19 年(2007 年)10 月 19 日に開催された。

この設立準備会議において、協議会の構成団体、名称及び規約を決定した。

規約は 12 ページから 14 ページに掲載のとおりであり、設立当初における協議会参加団体数は 38 であった。その後、平成 20 年(2008 年)11 月 20 日に茅野市米沢北大塩財産区が加わり、平成 21 年(2009 年)2 月現在の参加団体数は 39 となっている。参加団体名は、規約別表に記載のとおりである。

(4) 第 1 回協議会の開催

第 1 回協議会は平成 19 年(2007 年)11 月 16 日に開催し、この日から協議会は本格的に活動を開始した。

この協議会において、座長に信州大学名誉教授の土田勝義氏を、副座長に上桑原牧野農業協同組合の茅野秀幸氏を選出した。

また、霧ヶ峰の現状を整理するとともに、検討スケジュールとして、作業部会での検討をはさみながら、平成 21 年(2009 年)2 月を目途に霧ヶ峰の長期展望の全体像をとりまとめることを決定した。

2 協議の経過

本計画のとりまとめまでに 7 回の協議会（全体会議）と、3 つの作業部会におけるそれぞれ 6 回の会合を開催し、協議・検討を行った。

協議・検討の手順としては、

霧ヶ峰の保護と利用に関する主要事項について、協議会（全体会議）における意見交換と整理（第 1 回～第 5 回協議会（全体会議））

それを踏まえ、個別事項について 3 つの作業部会で検討（第 1 回～第 4 回作業部会）

途中 1 回全体会議を開催し、各作業部会の検討状況の中間報告と擦り合わせ（第 6 回協議会（全体会議））

それを踏まえ、3 つの作業部会でさらに検討（第 5 回、第 6 回作業部会）

本計画のとりまとめ、合意（第 7 回協議会（全体会議））

の各段階を踏んで進めた。

また、これらの会合のほか、協議会の協議・検討に基づき霧ヶ峰において地方公共団体が行う施設の整備及び維持管理を広域的かつ効果的に行うことを目的として、「霧ヶ峰公園施設等広域整備連絡会議」を設置、開催し、4 回にわたり関係市町及び県の関係機関による連絡調整を行った。

(1) 協議会（全体会議）の協議・検討経過

次のとおり7回の協議会を開催した。

7回の協議会はすべて公開で行い、各回の資料は協議会のホームページにおいて公表している。

【第1回】 平成19年(2007年)11月16日

〔協議事項〕

- ア 座長・副座長の選任について
- イ 霧ヶ峰の現状について
- ウ 検討のスケジュール及び早期に着手すべき事業について

【第2回】 平成20年(2008年)1月24日

〔協議事項〕

- ア 早期に着手すべき事業について
- イ 霧ヶ峰シャトルバスについて
- ウ 目指すべき霧ヶ峰の姿について

【第3回】 平成20年(2008年)3月14日

〔協議事項〕

- ア 目指すべき霧ヶ峰の姿について
- イ 目指すべき姿の実現のために実施する事業について

【第4回】 平成20年(2008年)5月9日

〔協議事項〕

- ア 「地方の元気再生事業」の提案内容について
- イ 目指すべき霧ヶ峰の姿の実現のために実施する事業について

【第5回】 平成20年(2008年)6月26日

〔協議事項〕

- ア 目指すべき霧ヶ峰の姿及びその実現のために実施する事業について  
(総括的な意見交換)
- イ 事業の実施主体及び財源について
- ウ 作業部会の設置について

【第6回】 平成20年(2008年)11月20日

〔協議事項〕

- ア 規約及び作業部会設置要綱の改正について
- イ 各作業部会の検討内容について

【第7回】 平成21年(2009年)2月18日

〔協議事項〕

- ア 『霧ヶ峰の今とみらい～霧ヶ峰再生のための基本計画～』のとりまとめについて
- イ 平成 21 年度「地方の元気再生事業」の提案について
- ウ 平成 21 年度協議会の開催予定について

(2) 作業部会の協議・検討経過

詳細な検討及び調整を行い、協議会における合意形成及び事業執行に資するため、次の3つの作業部会を設置し、それぞれ記載の事項の検討を行った。

なお、作業部会の設置要綱は、15 ページから 17 ページに掲載したとおりであり、各部会の構成団体はその別表に記載のとおりである。

「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会

- ア 草原、湿原、樹叢をはじめとする霧ヶ峰の自然環境の保全方法に関する検討
- イ 外来種への対応及び野生鳥獣被害対策に関する検討
- ウ その他必要と認める事項

“彩り草原空間”形成・施設整備部会

- ア 霧ヶ峰を魅力的な“彩り草原空間”としていくための景観形成及び施設整備に関する検討
- イ 過剰利用防止対策及び自動車渋滞対策に関する検討
- ウ 霧ヶ峰の利用者に協力を求め又は周知すべき事項の検討
- エ その他必要と認める事項

霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会

- ア 霧ヶ峰の特性を生かしたエコツーリズムモデル構築のために実施すべき事項の検討
- イ 霧ヶ峰の情報発信に関する検討
- ウ その他必要な事項

各作業部会は、それぞれ6回の検討・協議を行ったが、その経過は次のとおりである。

**第 部会 「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会**

部会長 信州大学農学部 准教授 大窪久美子氏  
副部会長 下桑原牧野農業協同組合 組合長 宮坂満氏

【第1回】 平成 20 年(2008 年) 7 月 14 日

〔協議事項〕

- ア 部会長・副部会長の選任について
- イ 論点整理について
- ウ スケジュールの確認について

【第2回】 平成20年(2008年)8月25日

〔協議事項〕

- ア 草原・湿原・樹叢及び森林の調和を考えた区域割の検討(素案)
- イ レンゲツツジの区域割の検討(素案)
- ウ 森林整備の方法の検討(素案)
- エ 野生鳥獣被害対策の検討(素案)

【第3回】 平成20年(2008年)9月18日

〔協議事項〕

- ア 草原・湿原・樹叢及び森林の調和を考えた区域割の検討(中間まとめ)
- イ レンゲツツジの区域割の検討(中間まとめ)
- ウ 森林整備の方法の検討(中間まとめ)
- エ 野生鳥獣被害対策の検討(中間まとめ)
- オ 草原及び樹叢の保全再生方法の検討(素案)
- カ 牧草地における在来植生復元の検討(素案)

【第4回】 平成20年(2008年)10月16日

〔協議事項〕

- ア 草原及び樹叢の保全再生方法の検討(中間まとめ)
- イ 牧草地における在来植生復元の検討(中間まとめ)
- ウ 外来種への対応方法の検討(素案)
- エ 公園管理団体設立の検討(素案)

【第5回】 平成20年(2008年)11月27日

〔協議事項〕

- ア 外来種への対応方法の検討(中間まとめ)
- イ 公園管理団体設立の検討(中間まとめ)
- ウ 湿原環境対策の検討(素案)

【第6回】 平成20年(2008年)12月22日

〔協議事項〕 部会案のとりまとめ

**第 部会 “彩り草原空間” 形成・施設整備部会**

部会長 環境省長野自然環境事務所 国立公園企画官 中野圭一氏  
副部会長 霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合 組合長 篠原勝美氏

【第1回】 平成20年(2008年)7月14日

〔協議事項〕

- ア 部会長・副部会長の選任について
- イ 論点整理について

ウ スケジュールの確認について

【第2回】 平成20年(2008年)8月25日

〔協議事項〕

- ア 霧ヶ峰を訪れる人に感動を与え、自然・歴史への理解を促進するために整備すべき施設の整理
- イ 霧ヶ峰の施設整備の基本的考え方の整理
- ウ 魅力的な景観形成のアイディアの整理

【第3回】 平成20年(2008年)9月17日

〔協議事項〕

- ア 霧ヶ峰を訪れる人に感動を与え、自然・歴史への理解を促進することにつながる施設整備の検討(素案)
- イ 魅力的な景観形成の検討(素案)
- ウ 案内板、看板等の統一デザインの検討(素案)
- エ 案内板、看板等の設置場所の検討(素案)
- オ ペット持込み対策の検討(素案)

【第4回】 平成20年(2008年)10月20日

〔協議事項〕

- ア 霧ヶ峰を訪れる人に感動を与え、自然・歴史への理解を促進することにつながる施設整備の検討(中間まとめ)
- イ 魅力的な景観形成の検討(中間まとめ)
- ウ 案内板、看板等の統一デザインの検討(中間まとめ)
- エ 案内板、看板等の設置場所の検討(中間まとめ)
- オ ペット持込み対策の検討(中間まとめ)
- カ 利用者負担のあり方に関する検討(素案)

【第5回】 平成20年(2008年)11月28日

〔協議事項〕

- ア 利用者負担のあり方に関する検討(中間まとめ)
- イ 施設整備と組み合わせて実施する自然への負荷軽減対策(ソフト)の検討(素案)
- ウ 自動車渋滞対策の検討(素案)
- エ ごみポイ捨て対策の検討(素案)

【第6回】 平成20年(2008年)12月19日

〔協議事項〕 部会案のとりまとめ

**第 部会 霧ヶ峰エコツアーリズムモデル構築部会**

部会長 霧ヶ峰インタープリテーションK i N O A 代表 山川次彦氏  
副部会長 霧ヶ峰強清水自治会 会長 堀川正行氏

【第1回】 平成20年(2008年)7月17日

〔協議事項〕

- ア 部会長・副部会長の選任について
- イ 論点整理について
- ウ スケジュールの確認について

【第2回】 平成20年(2008年)8月29日

〔協議事項〕

- ア 霧ヶ峰におけるエコツアーリズムの課題整理
- イ 霧ヶ峰のエコツアーリズムが全国において占めるべき位置及び対象客の検討

【第3回】 平成20年(2008年)9月19日

〔協議事項〕

- ア 季節や日数に応じたコース・プログラムの検討(素案)

【第4回】 平成20年(2008年)10月14日

〔協議事項〕

- ア 季節や日数に応じたコース・プログラムの検討(中間まとめ)
- イ エコツアー実施体制の検討(素案)
- ウ 霧ヶ峰自然保護センター、ビジターセンターのあり方を含む情報提供、情報発信体制の検討(素案)

【第5回】 平成20年(2008年)11月28日

〔協議事項〕

- ア エコツアー実施体制の検討(中間まとめ)
- イ 情報提供、情報発信体制の検討(中間まとめ)
- ウ 霧ヶ峰インタープリテーション指針の検討(素案)

【第6回】 平成20年(2008年)12月24日

〔協議事項〕 部会案のとりまとめ

## 霧ヶ峰自然環境保全協議会 規約

### (名 称)

第1条 本会を「霧ヶ峰自然環境保全協議会」と称し、通称として「霧ヶ峰みらい協議会」を併せ用いる。

### (目 的)

第2条 諏訪地域の人々と自然の深い関わりによって形成された草原・樹叢、生物の営みと時が積み重なって生まれた湿原、それらをはじめとする霧ヶ峰の多様な自然、美しい景観は、諏訪地域のみならず長野県が世界に誇る自然・文化遺産である。霧ヶ峰自然環境保全協議会は、地域の住民、事業者、土地所有者、自然環境保全等の活動を行う市民団体、学識経験者、関係行政機関等が連携、協力して、霧ヶ峰の豊かな自然環境を保全し、子孫に手渡すために叡智を集めるとともに、霧ヶ峰における人と自然の共存及び適正な利用のための道を開くことを目的とする。

### (事 業)

第3条 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 霧ヶ峰の植生、動物の生息、景観、人と霧ヶ峰の関わり、利用のあり方等について調査、検討し、目指すべき霧ヶ峰の姿を描く事業
- (2) 前号の目指すべき霧ヶ峰の姿を実現するために実施する事業の検討及び調整等に関する事業
- (3) その他霧ヶ峰自然環境保全協議会の目的達成のために必要な事業

### (構 成)

第4条 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、別表に掲げる団体・機関によって構成し、必要に応じて随時追加する。

### (役 員)

第5条 霧ヶ峰自然環境保全協議会に、次の役員を置く。

- (1) 座 長 1名
- (2) 副座長 1名

### (役員を選任)

第6条 座長は委員の互選とし、副座長は座長が指名する。

### (役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 座長は、霧ヶ峰自然環境保全協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代行する。



( 役員の任期 )

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

( 会 議 )

第 9 条 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、座長が招集し、議長にあたる。

2 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自然環境の保全に関する事項
- (2) 利用のあり方に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他座長が必要と認めた事項

3 霧ヶ峰自然環境保全協議会の議事のうち重要事項については、構成団体・機関の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する。

( 部会の設置 )

第 10 条 第 3 条に掲げる事業を実施するに当たって、個別事項の詳細な検討等を行うため、霧ヶ峰自然環境保全協議会に部会を置くことができる。

2 部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

( 経 費 )

第 11 条 霧ヶ峰自然環境保全協議会の参加経費は、各構成団体・機関の負担とする。

( 事務局 )

第 12 条 霧ヶ峰自然環境保全協議会の事務を処理するための事務局を長野県諏訪地方事務所環境課に置く。

( 補 則 )

第 13 条 この規約に定めるもののほか、霧ヶ峰自然環境保全協議会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 10 月 19 日から施行する。

一部改正 平成 20 年 11 月 20 日施行

(別 表)

上桑原牧野農業協同組合  
下桑原牧野農業協同組合  
小和田牧野農業協同組合  
霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合  
霧ヶ峰高原牧野農業協同組合  
物見石牧野畜産農業協同組合  
茅野市米沢北大塩財産区  
林野庁中部森林管理局南信森林管理署  
霧ヶ峰強清水自治会  
池のくるみ旅館組合  
霧ヶ峰旅館組合  
霧ヶ峰インターチェンジ商業会  
諏訪市観光協会  
車山高原自治会  
茅野市観光連盟  
車山高原観光協会  
八島湿原山小屋組合  
下諏訪観光協会  
諏訪市ライダー協会  
霧ヶ峰バス事業者連絡会  
社団法人長野県環境保全協会諏訪支部  
諏訪地域自然保護レンジャー世話人会  
霧ヶ峰パークボランティア連絡会  
霧ヶ峰ネットワーク  
環境会議・諏訪  
霧ヶ峰ガイド組合  
車山ガイド組合  
霧ヶ峰インタープリテーション K i N O A  
諏訪教育会自然研究部  
国立大学法人信州大学  
環境省中部地方環境事務所長野自然環境事務所  
諏訪市  
茅野市  
下諏訪町  
長野県環境部自然保護課  
長野県環境保全研究所  
長野県諏訪警察署  
長野県諏訪建設事務所  
長野県諏訪地方事務所

## 霧ヶ峰自然環境保全協議会作業部会設置要綱

### 第1 目的

霧ヶ峰自然環境保全協議会（以下「協議会」という。）で協議する事項に関し、詳細な検討及び調整を行い、協議会における合意形成及び事業執行に資するため、協議会規約第10条に基づき部会として作業部会を設置する。

### 第2 任務

作業部会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ記載の任務を行う。

- (1) 「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会
  - ア 草原、湿原、樹叢をはじめとする霧ヶ峰の自然環境の保全方法に関する検討
  - イ 外来種への対応及び野生鳥獣被害対策に関する検討
  - ウ その他必要と認める事項
- (2) “彩り草原空間”形成・施設整備部会
  - ア 霧ヶ峰を魅力的な“彩り草原空間”としていくための景観形成及び施設整備に関する検討
  - イ 過剰利用防止対策及び自動車渋滞対策に関する検討
  - ウ 霧ヶ峰の利用者に協力を求め又は周知すべき事項の検討
  - エ その他必要と認める事項
- (3) 霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会
  - ア 霧ヶ峰の特性を生かしたエコツーリズムモデル構築のために実施すべき事項の検討
  - イ 霧ヶ峰の情報発信に関する検討
  - ウ その他必要な事項

### 第3 構成

作業部会は、別表に掲げる団体及び機関をもって構成する。

### 第4 役員

作業部会に次の役員を置き、構成員の互選により選任する。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長

### 第5 運営

- 1 作業部会は、必要に応じ随時開催する。
- 2 作業部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 作業部会に、別表の団体及び機関のほか、必要と認められるものを出席させることができる。
- 5 作業部会の事務局は、長野県諏訪地方事務所環境課に置く。

## 第6 補 則

この要綱に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附則 この要綱は、平成 20 年 6 月 26 日から施行する。

一部改正 平成 20 年 11 月 20 日施行

別 表

作業部会	団体及び機関
<p>「草原」「湿原」「樹叢」 保全再生部会</p>	<p>上桑原牧野農業協同組合、下桑原牧野農業協同組合、小和田牧野農業協同組合、霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合、茅野市米沢北大塩財産区、林野庁中部森林管理局南信森林管理署、諏訪市ライダー協会、社団法人長野県環境保全協会諏訪支部、諏訪地域自然保護レンジャー世話人会、霧ヶ峰ネットワーク、環境会議・諏訪、霧ヶ峰ガイド組合、諏訪教育会自然研究部、国立大学法人信州大学、環境省中部地方環境事務所長野自然環境事務所、諏訪市市民部生活環境課、諏訪市教育委員会生涯学習課、茅野市市民環境部生活環境課、下諏訪町教育委員会教育こども課、長野県環境部自然保護課、長野県環境保全研究所、長野県諏訪地方事務所農政課、長野県諏訪地方事務所林務課</p>
<p>“彩り草原空間”形成・ 施設整備部会</p>	<p>下桑原牧野農業協同組合、霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合、霧ヶ峰高原牧野農業協同組合、林野庁中部森林管理局南信森林管理署、霧ヶ峰旅館組合、池のくるみ旅館組合、霧ヶ峰インターチェンジ商業会、車山高原自治会、車山高原観光協会、霧ヶ峰バス事業者連絡会、霧ヶ峰パークボランティア連絡会、霧ヶ峰ガイド組合、諏訪市経済部観光課、茅野市産業経済部商業観光課、下諏訪町産業振興課、環境省中部地方環境事務所長野自然環境事務所、長野県環境部自然保護課、長野県諏訪警察署交通課、長野県諏訪建設事務所維持管理課、長野県諏訪地方事務所地域政策課、長野県諏訪地方事務所商工観光課</p>
<p>霧ヶ峰エコツーリズムモ デル構築部会</p>	<p>物見石牧野畜産農業協同組合、霧ヶ峰強清水自治会、諏訪市観光協会、茅野市観光連盟、車山高原観光協会、八島湿原山小屋組合、下諏訪観光協会、諏訪地域自然保護レンジャー世話人会、霧ヶ峰ガイド組合、車山ガイド組合、霧ヶ峰インタープリテーション K i N O A、国立大学法人信州大学、諏訪市経済部観光課、環境省中部地方環境事務所長野自然環境事務所、長野県諏訪地方事務所商工観光課</p>

### 3 平成 20 年度「地方の元気再生事業」の活用

#### (1) 「地方の元気再生事業」の事業提案と採択

「地方の元気再生事業」は、持続可能な地方再生の取組みを抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組みを、国が立ち上がり段階から包括的、総合的に支援する制度として、平成 20 年度に設けられた。

全国の団体が事業提案を行い、採択された事業に対して国が事業の実施を委託する、全額国庫による調査委託事業である。

平成 20 年度の本計画の策定、合意形成と今後の事業の本格展開の基盤づくりに資するため、協議会では、平成 20 年(2008 年) 5 月に、国に対して「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」の事業提案を行い、採択された。なお、全国の提案件数は 1,186 件、それに対して採択件数は 120 件であった。

事業の受託は、諏訪市が代表して行うこととし、この事業の主務官庁である環境省と諏訪市との間で、平成 20 年(2008 年) 8 月 1 日付けで委託契約を締結した。

#### (2) 霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクトの概要

霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクトは、自然再生と地域経済(観光)再生を一体で行うことによる霧ヶ峰再生プロジェクトであり、

- ・ 100 年後の人々に霧ヶ峰の自然・文化遺産を手渡すこと
- ・ 年間を通じた利用客の平準化による自然負荷軽減と観光再生の両立

を目指したプロジェクトの本格展開に先立ち、その立ち上がり期の取組みとして、平成 20 年度は次のような事業を実施した。

それぞれの取組みの成果は、各作業部会の検討に随時反映させ、本計画に取り入れた。

#### ア 「草原」「湿原」「樹叢」保全実験調査

- \* 資源としての雑木・草の活用可能性調査
- \* 湿原環境検討調査
- \* 植物種分布調査
- \* 外来種対応実験調査

#### イ 「ピーク対策」実験調査

- \* ビーナスライン通行量・利用客動態調査
- \* 公衆トイレ整備方法検討のための実験調査

#### ウ 「オフピーク対策」試行調査

- \* インタープリター発掘型エコツアーの試行
- \* 専門家招聘

#### (3) 作業部会への専門家の招聘

作業部会での検討及び協議会の合意形成を効果的に行うため、平成 20 年度「地方の元気再生事業」により、2 つの分野で 3 名の専門家を招聘した。

招聘した専門家及び助言を受けた作業部会は次のとおりである。各氏には、作業部会への出席等を通じ、各回の検討内容について専門の見地から助言をいただいた。

自然公園における効果的な施設整備、空間構築分野

東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授 堀繁氏

“彩り草原空間”形成・施設整備部会

エコツーリズム分野

ワイルドライフコミュニティ研究所 代表 南正人氏

特定非営利活動法人日本エコツーリズム協会 理事 真板昭夫氏

霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会